

# 2つの給付金

## 臨時福祉給付金

平成26年4月に行われた消費税率の引上げによる、**所得の低い人**への影響を減らすために給付します。

<対象者イメージ>

対象者

住民税が課税されていない人

1人につき  
6,000円支給

ただし、課税されている人に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げによる、**子育て世帯**への影響を減らし、子育て世帯の消費を下支えするために給付します。

対象者

中学生以下の児童がいる世帯

対象児童1人につき  
3,000円支給

ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の人に支給しているもの）を受給する人は対象となりません

※

※2つの給付金のどちらの要件にも該当する場合は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。

## 給付金 Q & A

Q. 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A. 臨時福祉給付金は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。

Q. 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A. [臨時福祉給付金]

基準日（平成27年1月1日）に生まれた人は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなった人も対象にはなりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

基準日（平成27年5月31日）に生まれた人は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなった人も対象にはなりません。

# お知らせします

## 臨時福祉給付金の支給要件

### ●支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない人が対象です

※ただし、（・課税されている人に扶養されている場合）  
（・生活保護の受給者である場合 など）は対象となりません

### ●支給額

1人につき 6,000円

### ●基準日

平成27年1月1日

### ●申請方法

詳しいことは、決まり次第お知らせします

## 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件

### ●支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給する人が対象です

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給する人は、対象となりません

### ●対象児童（支給額の計算対象となる児童）

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

### ●支給額

対象児童1人につき 3,000円

### ●基準日

平成27年5月31日

### ●申請方法

▷申請先： 鞍手町役場福祉人権課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
平成27年6月分の児童手当を鞍手町から受給する人が対象です

▷申請期間： 平成27年6月1日（月）から9月1日（火）まで（土・日・祝は除く）  
時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし毎週木曜日は午後7時まで

▷申請書類： 対象者には申請書を郵送します

※公務員も基準日である平成27年5月31日時点の住所地の市区町村で申請することとなりますので、所属庁（勤務先）で受け取った申請書と証明書を提出してください

児童手当の現況届  
とあわせて手続き  
をしてください。

### 問い合わせ

申請について 鞍手町役場福祉人権課児童人権係 ☎ 42-2111（内線241・242）まで

制度について 厚生労働省「2つの給付金」に関する専用ダイヤル ☎ 0570-037-192まで